

※該当部分抜粋

政令第三百五十六号（平成二十五年十二月二十日）

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十八条第五項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第一項、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第二条第三項及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条及び第二条（略）

（国家公務員共済組合法施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「防衛医科大学校の学生」の下に「（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）」を加える。

一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の二第一項ただし書

二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第二号ロ（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める。

一 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）

第一条第四号

二 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第一条第三号

三 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）第一条第五号

附 則

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年

四月一日）から施行する。